

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	農林水産部 地方卸売市場
指 摘	ア 現地確認の結果、富山市学校給食会が使用する事務所及び倉庫に係る行政財産の使用許可について、令和5年2月1日以降、使用許可の手続きをせずに継続的に使用させていたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の行政財産使用許可については、現地調査後速やかに使用許可の手続きを行い、令和5年2月から許可をした。今後、行政財産使用料条例及び富山市公有財産管理規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	農林水産部 地方卸売市場
指 摘	<p>イ 備品台帳及び物品現在高調書等において、次の誤りが見受けられたので、改善を図らねたい。</p> <p>(ア) 令和3年度に購入したフォークリフト装着用台車について、備品台帳が作成されていなかった。</p> <p>(イ) 年度末における備品の現在高等については、備品台帳等の記載内容と現物について棚卸し作業により確認し物品現在高調書を作成すべきところ、それらの作業がされておらず、現物と備品台帳及び物品現在高調書の記載が不一致となっているものが複数あった。</p> <p>(ウ) 取得価格が2万円未満であるなど消耗品とされる物品について、備品台帳から削除されていないものが複数あった。</p>
措 置 状 況	<p>(ア) ご指摘の備品台帳が作成されていなかったフォークリフト装着用台車については、支出伝票にて令和3年11月26日購入であることを確認し作成した。</p> <p>(イ) ご指摘の現物と備品台帳及び物品現在高調書の記載が不一致となっていることについては、令和5年3月に実際の備品を確認し、令和5年3月31日現在の物品現在高調書を作成した。</p> <p>(ウ) ご指摘の取得価格が2万円未満であるなど消耗品とされる物品が備品台帳から削除されていないことについては、令和5年3月に備品台帳を確認し削除した。</p> <p>今後、富山市物品管理規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	農林水産部 営農サポートセンター
指 摘	領収した農産物売払収入について、即日又は翌日までに指定金融機関等へ払い込まれていないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の農産物売払収入については、令和5年3月から、翌日（翌日が指定金融機関等の休業日に当たるときは、翌営業日）までに漏れなく金融機関へ払い込むことについて、職場内で周知徹底を図った。今後、富山市会計規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	農林水産部 営農サポートセンター
指 摘	<p>農産物売払収入に係る領収書について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。</p> <ul style="list-style-type: none">(ア) 数字を訂正しているものがあった。(イ) 記載事項の訂正箇所に作成者の押印のないものが複数あった。(ウ) 領収金額の欄に金額の記載のないものがあった。
措 置 状 況	<p>令和5年4月から、手書きからデータによる領収書発行に改め、金額や数字に関する誤りが発生しないよう改善を図った。また、歳入調定決裁時に確認を行い、領収書に誤りがあった場合には、訂正印を押すよう周知徹底した。今後、富山市会計規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	農林水産部 営農サポートセンター
指 摘	営農サポートセンターの会議室の使用について、富山市営農サポートセンター条例施行規則では、施設の使用を承認したときは、富山市営農サポートセンター使用承認書を交付するものとしてされているが、富山市が使用する場合、使用承認書を交付していなかったため、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘のとおり、富山市が使用する場合について、令和5年3月から使用承認書を交付するように改善を図った。今後、富山市営農サポートセンター条例施行規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	農林水産部 営農サポートセンター
指 摘	施設の使用者に交付する富山市営農サポートセンター使用承認書について、公印が押印されていなかったのを、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘のとおり、外部への施設使用承認については、公印を押印することとした。 また、令和5年4月から、特殊用市長印（営農サポートセンター用市長印）を新調し、公印を押印のうえ使用承認書を素早く発行できるよう改善を図った。今後、富山市文書取扱規程等に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	農林水産部 営農サポートセンター
指 摘	代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内に行わなければならないとされているところ、勤務することを命じた休日の前に代休日を指定しているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	令和3年度及び4年度分の代休日の指定の誤りについて職員課と協議し、休日の前に代休日を指定しているものを年次有給休暇や夏季休暇と入れ替えるよう書類訂正することで、条件にあうよう改善を図った。また、休日の代休指定について、職場内で周知を行った。今後、富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。